株式会社等の「みなし解散」にご注意ください!

令和2年10月15日付で法務大臣の公告がなされ、同日において最後の登記から12年を経過した株式会社又は5年を経過した一般社団法人若しくは一般財団法人は、このままの状態で放置すれば登記官の職権により解散の登記がされることになりました。これを回避するには令和2年12月15日までに登記の申請を行うか「まだ事業を廃止していない」旨の届出をする必要があります。詳しくは法務省ホームページをご覧いただくか、お近くの司法書士におたずね下さい。

(法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00083.html)

